

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年6月7日（火）午前10時～午前10時33分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 大野慎治 委員 梅村 均
委員 鬼頭博和 委員 水野忠三 委員 黒川 武
委員 梶谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、税務課長 古田佳代子、同主幹 佐野亜矢、同統括主査 水野珠美、維持管理課長 田中伸行、同統括主査 寺尾健二
事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第41号	岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第42号	岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第43号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第44号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第47号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第48号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
陳情第1号	陳情書	聞き置く
陳情第4号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第5号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第6号	直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

陳情第7号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第8号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第10号	消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第12号	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

◎委員長（井上真砂美君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。このほか陳情8件が送付されており、これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま委員長から御発言ありましたように、本委員会には6件お願いをしております。

4件が条例関係ということですが、条例関係についてはいずれも法令の改正に伴うものでございますが、そうはいつても本市の条例の改正でございます。本日はグループ長以上出席しておりますので、しっかりと質疑に答えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

◎委員長（井上真砂美君） それでは、審査に入ります。

議案第41号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略でお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略して、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、選挙運動用の自動車と、それから運動用のポスターの金額が増額ということになっているんですけれども、今回のこの改正の理由、どうしてこういうふうにならったのかという理由について、少しお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 改正理由でございますが、令和4年の4月の国からの通知では、最近における物価の変動が理由というふうにならっております。

◎委員（鬼頭博和君） 物価の高騰ということで理解させていただきました。

今回、岩倉市はこれを増額ということで決まっているんですけれども、この現行単価でいくとかという、金額を据え置くとかという、そういった議論は当局の中でなかったんでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回の条例改正をする中で、過去の岩倉市の状況も踏まえて検討をしていきました。

これまで本市では、選挙の公営に係る上限というのは国の基準に準じて、国と同額で条例改正をしておりますので、今回国に合わせた改正でございます。

◎副委員長（大野慎治君） ちょっと関連でお聞かせください。

今回の公職選挙法施行令の一部を改正する政令において、選挙関係者の住所の告示事項等の関係のことも触れられておるようですが、その点について、ちょっと関連でお聞かせください。

◎行政課長（佐野 剛君） すみません、どのように今後していくかという回答になるのでしょうか。

今回、国のこの規則改正の中では、住所全てではなくて、住所の一部の告示でもいいよというような、変えることができるという改正でございますので、現在、どのように取り扱っていくかというところはまだ検討中でございます。

◎委員（榎谷規子君） 国の基準に準じての改正ということなんですが、これまで上限ぎりぎりまでというか、上限いっぱいの申告というか、そういう候補者は半分以上いらっしゃるのでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 直近の市議選というところでお答えをさせていただきますけれども、上限まで行っている方はお見えです。以上です。

◎委員（榎谷規子君） 割合として多くないという認識でよろしいでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 前回23名の方が出馬というか立候補されて、半数だとかそういったところに行っていない、決して多くない数字です。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第41号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及び

ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第41号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略して、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結します。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。次に、議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第42号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第42号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 省略いたします。当局の説明を省略して、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 幾つかお聞きいたしたいと思います。

最初に確認ですけれど、今回の改正については市独自の改正はなしで、法律の改正に基づいて、従前どおり準則に沿った形での改正案と考えてよろしいでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 今回の改正ですが、附則第10条の2のいわゆるわがまち特例の部分はございますが、原則として準則に沿った改正となっております。

◎委員（黒川 武君） それでは改正内容についてお聞きしたいと思います。

第65条の改正についてであります。熱損失防止改修住宅という字句が熱損失防止改修等住宅に改められるということで、等という字句が新たに入ってきます。

また、熱損失防止改修工事についても同様に、工事の後に等という字句が新たに入ってきたということですが、この等という言葉は何を指しているのでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 今回2つのところで等が増えているんですけども、今年の地方税法の改正で、工事費の要件が50万円から60万円に引き上げられました。ただ、窓などの従来の熱損失防止改修工事、断熱工事が50万円を超えた場合です。高効率の給湯器などの取付費用と合わせて60万円を超える場合も減額措置の対象となるということで、等を付け加えるものになります。

◎委員（黒川 武君） ちょっと今の分かりにくいなあと思ったんですが、この熱損失防止改修工事で、工事の額だけの要件が改正対象となったのか、あるいは今の窓の断熱工事ということを言われたんですけど、そのほかの工事についても新たに対象となるものはあるのかどうなのか、その内容についてお聞かせいただけますか。

◎税務課長（古田佳代子君） 地方税法の改正で見直されたのは、より良質な改修……。ごめんなさい、ちょっと失礼します。

まず、工事費はよりよい工事をしたものを対象にしようということで工事費の要件が引き上げられました。もともと熱損失防止改修工事というのは、窓の断熱工事などを対象としています。引き上げたんですけども、窓の断熱工事は例えば50万円であっても、今回の改正によって50万円だと対象外になってしまうんですが、そういう高性能の給湯器などを添え付けることによって60万円を超える場合は減額措置の対象となるということです。

◎委員（黒川 武君） 恐らく細かい説明になるだろうと思うんですが、こ

これは市民の立場からしてみれば、省エネ住宅というところにやっぱり関心が高いものですから、市民向けの周知というのは少し丁寧をお願いしたいなということで、これは要望にとどめておきます。

それでお聞きしたいのは、今いろいろ御説明された住宅の省エネ改修等工事について、その対象期間というのはあるのかなのか。そして、対象となった工事についての固定資産税額の減額はどの程度になるのかをお聞きいたします。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 対象の期間ですが、今回2年間延長されておりますので、令和6年3月31日までに工事が行われたものになります。

それから固定資産税については、床面積で120平方メートル分まで改修工事完了の翌年度に限って3分の1が減額されます。また、改修工事によって認定長期優良住宅になった場合は3分の2が減額されます。

◎**委員（黒川 武君）** 要するに、120平米というのは、面積要件はあるにしても、通常の住宅であれば固定資産税を3分の1減額されるもので、ただ長期優良住宅として認定された建物の場合は、それが3分の2の減額になるということだと思いますので、確認をさせていただきます。

最後です。

この第65条の見出しの解釈なんですけど、新築住宅等ということで、ここでもやっぱり等という字句が出てくるんですけど、この等という中には既存の住宅とか、あるいは住宅以外の用途の建物についても対象となるのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 第65条なんですけれども、今回の改正にある省エネ改修工事については、既存の住宅が対象となっております。

ただほかに、新築住宅のみを対象とする規定だとか、今回のように既存住宅を対象とするもの、それから住宅以外の用途の建物についても対象となる規定も含まれております。

◎**委員長（井上真砂美君）** ほかはよろしいですか、質疑。

◎**委員（梶谷規子君）** 固定資産税の課税標準の特例措置のうちで、下水道除害施設に係る特例についてということでお聞きしたいんですが、これまで実績がないという説明をいただいたわけですが、今後はあり得るのかお尋ねします。今後の企業誘致などへの影響などはどうなんでしょうか。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 今回、改正によって令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内で、供用開始される前から事業を行っていたものが設置する除害施設については規定の適用がされるので、可能性はあります。

企業誘致への影響なんですけれども、既に供用を開始されている区域内に誘致された場合は適用はありません。ただ、今後誘致された工場が操業をした後、下水道につながるようになった場合は可能性はあります。以上です。

◎委員（梶谷規子君） もう一点お願いします。

貯留機能保全地域の指定を受けた土地に係る特例についてというところでお聞きしたいんですが、県内に知事が指定した土地はないということですが、今後はあり得ることが考えられるのかお尋ねします。全国では知事が指定した土地というのがあるんでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 今回の貯留機能保全区域というのは、令和3年11月にできた新しい制度になります。なので、今はありませんが、今後指定される可能性はあります。

全国の状況なんですけれども、5月27日に奈良県のほうでこの制度ができて初めて流域水害対策計画というものを策定したという発表がありました。この流域水害対策計画に載ってから指定ということになりますので、恐らく指定された土地はないと思います。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はよろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第43号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第43号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略して、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑はないようですので、終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
す。

議案第44号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の
挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第44号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

続きまして、議案第47号「岩倉市道路線の廃止について」を議題といたしま
す。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略して、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） すみません、ちょっと確認ですけれども、説明資料
のほうで、北199号線の幅員の最大が8メートルとなっておりますけれども、
このどの部分が8メートルになっているのかを確認させてください。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 廃止前の北199号線なんですけれど
も、こちらは昭和55年に認定で、昭和60年の区域変更という形で1.5から8
メートルというような形で告示をしておりますので、現在当時の状況が分か
らないので、8メートルがどこかというところの特定はできないんですが、
今現在の状況から見ると、一番南の端、ちょうど県営鈴井住宅のところと鈴

井新道線との接続部分が一番広いので、そこではないかとは思われます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかはございませんか。

◎委員（黒川 武君） これ次の認定の議案ともやっぱり関係してくるかなと思いますので、できれば併せて質疑をさせてもらおうと質疑もしやすくなるかなと思うんですが、ただ議案が別なもんだから。委員長、どうでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） いかがいたしましょう。

〔「併せてやってもらったほうが分かりやすいと思います」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、議案第47号とともに議案第48号「岩倉市道路線の認定について」、併せて質疑を求めます。

◎委員（黒川 武君） 御無理を申し上げました。

それで、これ現状、現地を見ますと、一部の土地では畑として耕作されているものの、大半の土地は雑草が繁茂して大変環境としてはよくないなと思うところですが、ただここで住宅開発が進むということで、今回道路線の廃止及び認定の議案が上程されたものと思うんですが、それでは具体的に開発される予定の住宅の戸数というのは何棟を計画されているのか、分かりましたらお教え願いたいと思います。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 計画では、住宅17戸の計画となっております。

◎委員（黒川 武君） それでは、少し認定のほうにも入りますけれど、この北199号線の幅員というのは、認定後も現状と変わらず人や自転車の擦れ違いがやっとできる程度の狭い道路でもあります。

また、新たに認定される北536号線、これにつきましても、県営住宅に出るまでの間はやはり幅員が大変狭いといったところでございます。

それで、新しく認定される予定の北535号線の幅員は6メートルから10.28メートルを予定されているので、北535号線に面する住宅の車は起点から従来の道路に出れば高架の側道に出ることが可能となります。

また、北286号線というのが現状でもあるんですが、私もこれ初めて知ったわけなんですけど、現地は道路の形態は全然備えているものではなくて、赤道のような状態なのかなと思うんですが、ただ道路線として現在も認定されているものなんですけど、この北286号線も新しく認定される北535号線と接道することで人や自転車の利用は可能になるだろうなと思われまして。

そこで、お聞きすることは、北199号線や北536号線の幅員は大変狭いので、この道路沿いにある水路に溝蓋をかけて道路として広く使うことはできないものか、検討はされているのでしょうか、お聞きします。

◎維持管理課長（田中伸行君） そちらの水路の蓋がけに関しましては、開発区域外ということで当然開発事業者のほうは計画ないんですけれども、水路管理者、道路管理者といたしましても、基本水路というのはオープンで管理しているというところがございますので、計画のほうはしておりません。

今後、地元から御要望とかがあった場合に、どうしていくかということを検討するということになります。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

◎委員（梅村 均君） 北199号線のところで、説明資料でいきますと廃止のときの幅員の最小が1.5メートルなんですけど、認定のところに入りますと最小が1.1メートルになるということで、認定されて道幅が狭くなってしまふのかというあたりにも読み取れるんですが、その辺り確認させてください。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） こちらも先ほど申しましたように、北199号線は昭和60年の当時に区域で幅員が決められたものです。当時の資料は残っていないという状態なんですけれども、その後、近隣で境界立会い等をして、ある程度の参考幅員というのが出ているものがありまして、そちらを参考にすると、あと公図の形を参考に一番狭いと思われるところを実際に現地で実測した、その数値が1.1という形になりますので、今の現況に合わせた数値にしたということになります。

◎委員（梶谷規子君） 北535号線の起点の位置が住宅になっていると思うんですが、それはもう壊されるという見込みでの、起点のところの状況、どうなんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） こちらの部分も開発の計画に入っておりますので、新たに住宅として変わるというところがございます。

◎委員長（井上真砂美君） 議案第47号、議案第48号の質疑について、ないようですので終結します。

まず、議案第47号のほうで委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第47号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第47号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号「岩倉市道路線の認定について」、質疑は終了しておりますので、委員間討議について、委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第48号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情が8件送付されております。

本陳情8件の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 今回の陳情8件につきましては、聞きおくということで、今日のところはもう少し個人で研究をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくの聲が届いております。

聞きおくとして各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。